

事業主・
加入者
の皆さま

12月8日 以降の届出は

住民票上の住所 の記載が必要です

令和5年12月8日から 省令改正および事務連絡

12月8日以降、省令改正により健保組合では住所の管理が必要になりました。そのため、新規取得者の「被保険者資格取得届」「被扶養者(異動)届」には『住民票上の住所』をご記載ください

加入者の住所(住民票上の住所)について変更があった際は、
「届出事項変更(訂正)届」で届け出てください

☑『住民票上の住所』は、オンライン資格確認等システムに誤りのないデータ登録をするために必要です



各種届書の様式変更により記載方法がかわります

例 被保険者資格取得届

紙媒体	
被保険者1	3. 共済志向 4. 船保住居 5. 船保番号
住所	住所 丁目 番 号

電子媒体 4. 5. 2 資格取得届・70歳以上被用者該当届
データレコード(健康保険組合提出)
項番29~32の【親番号(郵便番号)】、【子番号(郵便番号)】、
【被保険者住所(カナ)】、【被保険者住所(漢字)】については
住民票上の住所を入力します。

例 被扶養者(異動)届

紙媒体	
被扶養者	住所 丁目 番 号

住所欄には、住民票に記載された住所をご記載ください。

『住民票上の住所』が変更となった際は、被保険者または被扶養者における住所の変更を届け出てください。
保険証の住所記入欄は、旧住所を2本線で消し、ご自分で新しい住所を記入してください。

「被保険者資格取得届」「被扶養者(異動)届」は『マイナンバーほか必要な事項』または、『住民票に記載されている5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)』のいずれかが記載されている場合に、受付をさせていただきます(記入漏れがあった場合には返戻させていただく場合があります)。

住民票上の住所はココを確認を!

マイナンバーカードや住民票で確認が可能です。届出には必ず赤枠の住民票上の住所の記載をお願いします。



なお、マイナンバーの提出が遅延している場合には、健保組合によるオンライン資格確認等システムへのデータの登録のため、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)照会によりマイナンバーを取得し、登録させていただく場合もあります。
健保組合のオンライン資格システムへの迅速かつ正確なデータ登録により、加入者がより良い医療を受けられます。マイナンバーの早期届出について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。